

特248

589

日本基督教團教會規則準則



始



特248
589

正誤表

第四條 (第七頁) 「委囑ニ依リ」ヲ「場所ニ於テ」トス
 第五條 (第七頁) 「文書」ヲ削ル
 第八條 (第三頁) 「四大節其他」ヲ「四大節其ノ他」トス
 第九條 (第二頁) 「左ノ儀式」ノ次ニ「及行事」ヲ加フ
 (同) 第四行 「十二月下旬」ヲ「十二月二十五日前後」トス
 (同) 第十五行 「本教會ハ左ノ行事ヲ行フ」ヲ削除シ單ニ「行事」トス
 第二十五條 「書記ハ」ヲ削ル
 第四十八條註 (第十一・二頁) 「左ノ二項ヲ設ク」ヲ「左ノ條項ヲ設ク」トス

日本基督教團○○教會教會規則

第一條 本教會ハ日本基督教團○○教會ト稱ス

△舊教會派名又ハ之ヲ聯想セシムルガ如キ名稱及外國名ヲ避ケ、原則トシテ地名ニ據ルコト

△法人タル教會ニ在リ、本條ノ前ニ左ノ條項ヲ設クルコト

道 府 縣 市 郡 町 大字 番地 トス

△法人タル教會ニ在リ、本條ノ前ニ左ノ條項ヲ設クルコト

△教會ノ沿革ヲ記載シタル條項ヲ本條ノ次ニ設クルモ可但シ百字以内ノ程度トシ簡明ニ記載スル

△特別必要アルトキハ教會ノ實踐心得ヲ掲ゲタル條項ヲ本條ノ次ニ設クルモ可

第四條 本教會ハ日本基督教團ノ教義及生活綱領ニ則リ左ノ布教ヲ行フモノトス
會堂内布教

- 一 日曜説教 日曜日午前及午後
- 二 日曜學校 日曜日午前



- 三 祈禱會 ○曜日午後
- 四 聖書研究會 ○曜日午後
- 五 婦人集會 毎月〇回
- 六 青年集會 毎月〇回
- 七 臨時ノ説教會等

會堂外布教

- 一 特殊布教 工場、商店其ノ他ノ委囑ニ依リ臨時之ヲ行フ
- 二 家庭集會 信徒ノ家庭ニ於テ臨時之ヲ行フ
- 三 〇〇〇

第五條 布教ハ説教、講演、文書其ノ他機宜ノ方法ニ依リ之ヲ行フ

第六條 布教ハ教會主管者、教會所屬ノ教師又ハ教團ヨリ派遣セラレタル教師ニ依リ之ヲ行フ

△機關紙ヲ發行シ一般ニ頒布スル教會ニ在リテハ本條ノ次ニ左ノ條項ヲ設クルコト

「第 條 本教會ハ毎月(週)機關誌「〇〇」ヲ發行シ信徒其ノ他ニ之ヲ頒布スルモノトス」

第七條 本教會ハ日曜日ニ禮拜式ヲ執行スルモノトス

第八條 本教會ハ四大節其他國家ノ祝祭日ニ禮拜式ヲ執行スルモノトス皇室國家ノ慶弔アリタルトキ

亦同ジ

第九條 本教會ハ前二條ノ儀式ノ外左ノ儀式ヲ執行スルモノトス

恒例儀式

- 一 降誕祭 十二月下旬
- 二 受難週 三月(四月)
- 三 復活祭 三月(四月)
- 四 聖靈降臨祭 五月(六月)
- 五 〇〇〇〇〇

臨時儀式

- 一 就任式
- 二 獻堂式
- 三 結婚式
- 四 葬式
- 五 其ノ他

本教會ハ左ノ行事ヲ行フ

- 一 母の日 五月第二日曜日
- 二 子供の日 六月第〇日曜日
- 三 〇〇〇

第十條 本教會ノ教會主管者ハ教會主管者又ハ其ノ代務者ニ於テ、教會主管者及其ノ代務者共ニナキトキハ總代ニ於テ教會會議ノ議ヲ經テ候補者ヲ定メ其ノ任命ヲ教團統理者ニ申請スルモノトス

△教團規則第九十六條ノ教會ハ左ニ依リ規定スルコト

「第一條 本教會ノ教會主管者ハ教團統理者之ヲ特命スルモノトス」

第十一條 教會主管者ハ本教會ヲ主管シ之ヲ代表ス

第十二條 教會主管者左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ其ノ代務者ヲ置クモノトス

- 一 死亡、辭任其ノ他ノ事由ニ因リ缺ケタル場合ニ於テ直ニ後任者ヲ定メ難キトキ
- 二 病氣、外國旅行其ノ他ノ事故ニ因リ三月以上其ノ職務ヲ行フコト能ハザルトキ

第十三條 教會主管者代務者ハ教會主管者ニ於テ總代ニ諮リ、教會主管者ナキトキハ總代ニ於テ候補者ヲ定メ其ノ任命ヲ教團統理者ニ申請スルモノトス

△教團規則第九十六條ノ教會ハ左ニ依リ規定スルコト

「第一條 第十條ノ規定ハ教會主管者代務者ニ付之ヲ準用ス」

第十四條 本教會ニ左ノ役員ヲ置ク

- 副教會主管者 〇名
- 書記 〇名
- 會計 〇名
- 部主任 〇名
- 〇〇〇名

△現ニ之ヲ置キ又ハ置カントスル役員ニ付職名ニ依リ適宜規定スルコト關係條項ニ付亦同ジ

第十五條 副教會主管者ハ教師ニ就キ教會會議ノ議ヲ經テ教團統理者ノ承認ヲ得テ教會主管者之ヲ選任ス

副教會主管者ハ教會主管者ヲ扶ケ其ノ職務ヲ輔佐ス

第十六條 書記、會計及部主任ハ教師及信徒ニ就キ教會會議ノ議ヲ經テ教會主管者之ヲ選任ス

前項ノ役員ノ任期ハ之ヲ一年トス但シ再任ヲ妨グズ

補缺ニ因ル就任者ノ任期ハ前任者ノ殘任期間トス

書記ハ記録ニ關スル事項ヲ擔當ス

會計ハ會計ニ關スル事項ヲ擔當ス

部主任ハ左ノ各部ニ分屬シ教會主管者ノ指揮ヲ承ケ其ノ部ノ事務ヲ擔當ス

一 日曜學校部

二 婦人部

三 青年部

四 〇〇〇

△役員ハ教會主管者ノ補助職員ナルコトヲ注意スルコト

△長老ヲ置ク教會ニ在リテハ「信徒」ヲ「長老」トスルコト

△法人タル教會ニ在リテハ本條ノ次ニ左ノ條項ヲ設クルコト

「第 條 本教會ノ特別代理人ハ信徒及本教會ニ在任セザル教師ニ就キ總代（長老會）ニ於テ之ヲ選任ス

第十七條 本教會ニ教會會議ヲ置ク

教會會議ハ本教會所屬ノ教師及信徒ヲ以テ議員トス

第十八條 左ノ各號ノ一ニ該當スル信徒ニシテ教會主管者ノ指名シタルモノハ前條ノ規定ニ拘ラズ教會會議ノ議員タルコトヲ得ズ

一 教會所在地方ニ居住セザル者

二 信徒タルノ義務ヲ盡サザル者

第十九條 教會會議ハ教會主管者又ハ其ノ代務者ニ於テ、教會主管者及其ノ代務者共ニナキトキハ總代ニ於テ之ヲ招集ス

第二十條 教會會議ハ毎年一回之ヲ招集ス但シ教區長若ハ教會主管者ニ於テ必要ト認メタルトキ又ハ

總代ノ要求アリタルトキハ臨時ニ之ヲ招集スルコトヲ得

△必要アルトキハ「總代」ヲ「長老三分ノ二以上」トスルモ可

第二十一條 教會會議ニ議長一名ヲ置ク

議長ハ教會主管者又ハ其ノ代務者ヲ以テ、教會主管者及其ノ代務者共ニナキトキハ總代ノ互選ニ依ル者ヲ以テ之ニ充ツ

議長事故アルトキハ會議ニ於テ假議長ヲ互選シ議長ノ職務ヲ代理セシム

第二十二條 教會會議ハ議員五分ノ一以上出席スルニ非ザレバ會議ヲ開キ議決ヲ爲スコトヲ得ズ

會議ノ議事ハ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外出席者ノ過半數ヲ以テ之ヲ決ス可否同數ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル

第二十三條 議員ハ自己ノ一身上ニ關スル事件ニ付其ノ議事ニ參與スルコトヲ得ズ但シ會議ノ同意ヲ得ルコトキハ之ニ出席シ發言スルコトヲ得

第二十四條 教會會議ニ於テ議決スベキ事項左ノ如シ

- 一 本教會規則ノ變更ニ關スル事項
 - 二 本教會ガ法人ト爲ルコトニ關スル事項
 - 三 本教會ノ合併及解散ニ關スル事項
 - 四 前年度ノ事業報告及當該年度ノ事業計畫ニ關スル事項
 - 五 歳入及歳出ノ豫算及決算ニ關スル事項
 - 六 本教會ノ用ニ供スル財産ノ管理維持ノ方法ニ關スル事項
 - 七 布教其ノ他教會ニ關シ重要ナル事項
- △法人タル教會ニ在リテハ各號ヲ左ニ依リ規定スルコト
- 一 本教會規則ノ變更ニ關スル事項
 - 二 本教會ノ合併及解散ニ關スル事項
 - 三 前年度ノ事業報告及當該年度ノ事業計畫ニ關スル事項
 - 四 歳入及歳出ノ豫算及決算ニ關スル事項
 - 五 財産ノ管理維持ノ方法ニ關スル事項
 - 六 基本財産ノ處分及擔保ニ關スル事項
 - 七 借財及保證ニ關スル事項

八 布教其ノ他教會ニ關シ重要ナル事項

第二十五條 議長ハ教會會議ノ議事録ヲ作成シ書記ハ出席者一名ト共ニ之ニ署名スルモノトス

第二十六條 教會主管者教會會議ノ決議ニシテ法令、教團規則又ハ本教會規則ニ違反スト認メタルトキハ理由ヲ示シテ之ヲ再議ニ付スルモノトス但シ特別ノ事由アリト認メタルトキハ總代ニ諮リテ之ヲ取消スコトヲ得

△長老會ヲ置ク教會ニ在リテハ本條ノ次ニ左ノ條項ヲ設クルコト

「第一條 教會會議ハ其ノ權限ノ一部ヲ長老會ニ委任スルコトヲ得」

第二十七條 左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テ教會主管者必要ト認メタルトキハ總代ニ諮リ教會會議ニ付議スベキ事項ヲ處理スルコトヲ得但シ次期會議ニ之ヲ報告スルモノトス

- 一 教會會議成立セザルトキ
- 二 臨時緊急ヲ要シ教會會議ヲ招集スルノ違ナキトキ

△長老會ヲ設クルトキハ左ニ依リ規定スルコト

「第一條 本教會ニ長老會ヲ置ク

長老會ハ教師及長老ヲ以テ之ヲ組織ス

第二條 長老會ニ於テ議決スベキ事項左ノ如シ

一 教會會議ノ權限ニ屬スルモノニシテ其ノ委任ヲ受ケタル事項及教會會議成立セザルトキ又ハ教會主管者ニ於テ教會會議ヲ招集スルノ違ナシト認メタルトキ教會會議ニ付議スベキ事項

二 其ノ他教會規則ノ定ムル所ニ依リ其ノ權限ニ屬スル事項

前項第一號ノ事項ニ付議決アリタルトキハ次期教會會議ニ之ヲ報告スルモノトス

△長老ヲ置カザル場合ハ固ヨリ之ヲ置クモ總代ノ數ト大差ナキ場合ニ在リテハ長老會ヲ設ケザルコト

第二十八條 信仰ヲ告白シバプテスマヲ受ケタル者ニシテ本教會ノ信徒名簿ニ登録セラレタルモノヲ信徒トス

第二十九條 教會主管者前條ノ登録ヲ爲サントスルトキハ豫メ之ヲ總代ニ諮ルモノトス

△長老會ヲ置ク教會ニ在リテハ「總代ニ諮ル」ヲ「長老會ノ議ニ付スル」トスルコト

第三十條 信徒ハ禮拜ヲ守リ教會ノ諸集會ニ出席シ日本基督教團及本教會ノ維持發展ヲ扶クルモノトス

信徒ハ聖餐ニ陪スルコトヲ得

第三十一條 信徒中信仰ニ徹シ衆望アル者ハ之ヲ長老トシ教會主管者ニ於テ教會會議ノ議ヲ經テ之ヲ定ム

△長老ヲ置カザル教會ニ在リテハ本條ノ規定ハ不要トス

第三十二條 本教會ニ總代〇名ヲ置ク

△總代ハ三名乃至五名トシ定數ヲ規定スルコト

第三十三條 總代ハ長老アルトキハ長老ニ就キ、長老ナキトキハ長老ニ非ザル信徒ニ就キ教會會議ノ議ヲ經テ教會主管者之ヲ選任ス

△長老ヲ置カザル教會ニ在リテハ「長老アルトキハ長老ニ就キ、長老ナキトキハ長老ニ非ザル」ヲ削除スルコト

第三十四條 總代ノ任期ハ二年トス但シ再任ヲ妨グズ

補缺ニ因ル總代ノ任期ハ前任者ノ殘任期間トス

總代ハ任期滿了後ト雖モ後任者就任ニ至ル迄仍其ノ職務ヲ行フモノトス

第三十五條 總代ハ本教會ノ維持經營ニ關シ教會主管者ヲ扶ク

第三十六條 信徒ノ子女ニシテバプテスマヲ受ケ未ダ信仰ヲ告白セザルモノハ之ヲ准信徒ト稱シ本教會ノ准信徒名簿ニ登録スルモノトス

△事情ニ依リ規定セザルモ可

第三十七條 本教會ニ左ノ所屬團體ヲ置キ教會主管者ノ監督ニ屬セシム

一 〇〇婦人會

事務所 本教會内ニ之ヲ置ク

目的 會員ノ信仰増進、相互親睦ヲ圖ルヲ以テ目的トス
事業

- 一 聖書研究會
 - 二 祈禱會
 - 三 女子神學生ノ補助
 - 四 其ノ他必要ト認ムル事業
- 組織 本教會所屬ノ婦人タル信徒ヲ以テ之ヲ組織ス
會員ノ互選ニ依リ會長一名ヲ置キ事務ヲ統轄セシム

二〇〇〇

事務所
目的
事業
組織

△現ニ所屬團體ヲ置カザル教會ニ在リテハ本條ノ規定ハ不要トス尙從來婦人會、青年會等ノ名稱ヲ用フルモ獨立ノ活動ナキモノハ所屬團體ニ該當セズ

第三十八條 本教會ノ用ニ供スル物件ハ教會主管者ニ於テ善良ナル管理者ノ注意ヲ以テ之ヲ管理スルモノトス

△法人タル教會ニ在リテハ本條ニ代ヘ左ノ條項ヲ設クルコト

- 「第 條 本教會ノ財産ハ左ニ掲グル財産ヨリ成ル
- 一 法人認可當初ニ於ケル財産目録記載ノ財産
 - 二 財産ヨリ生ズル果實
 - 三 月次献金、禮拜献金其ノ他ノ献金
 - 四 寄附金其ノ他ノ收入

第 條 財産ハ之ヲ分チテ基本財産及普通財産トス
基本財産ハ前條第一號ノ財産中基本財産トシテ記載セラレタル財産及將來基本財産トシテ寄附セラレ又ハ教會會議ノ議ヲ經テ之ニ編入セララルル財産トス
普通財産ハ基本財産以外ノ財産及基本財産ヨリ生ズル果實トス

第 條 教會主管者ハ本教會ノ財産ヲ管理ス
第 條 基本財産タル現金ハ之ヲ國債其ノ他確實ナル有價證券ニ替ヘ又ハ郵便官署又ハ確實ナル銀行ニ預入スルモノトス
第 條 基本財産ハ之ヲ處分シ又ハ擔保ニ供スルコトヲ得ズ但シ天災其ノ他已ムヲ得ザル事由アル場合ニ於テ教會會議ノ議ヲ經タルトキハ此ノ限ニ在ラズ」

第三十九條 教會主管者ハ毎年度終了後一月内ニ年度末現在ニ於ケル資産ノ狀況ヲ記載シタル書類ヲ作成シ總代ノ同意ヲ得ルモノトス

△法人タル教會ニ在リテハ「資産ノ狀況ヲ記載シタル書類」ヲ「財産目録」トスルコト

△長老會アルトキハ「總代ノ同意ヲ得ル」ヲ「長老會ノ議ニ付スルトスルコト」

第四十條 本教會ノ經費ハ左ノ收入ヲ以テ之ヲ支辨ス

- 一 月次獻金、禮拜獻金其ノ他ノ獻金
- 二 寄附金其ノ他ノ收入

△法人タル教會ニ在リテハ左ニ依リ規定スルコト

「第 條 本教會ノ經費ハ普通財産ヲ以テ之ヲ支辨スルモノトス」

第四十一條 本教會ノ歳入及歳出ハ豫算ヲ以テ之ヲ定ム

教會主管者ハ年度開始一月前迄ニ豫算ヲ編成シ年度終了後一月内ニ決算書ヲ作成スルモノトス

第四十二條 豫算ノ不足又ハ豫算外ノ支出ニ充ツル爲豫算中豫備費ヲ設クルモノトス

第四十三條 特別ノ必要アルトキハ教會會議ノ議ヲ經テ特別會計ヲ設クルコトヲ得

第四十四條 本教會ノ會計年度ハ毎年四月一日ニ始リ翌年三月三十一日ニ終ル

第四十五條 歳計ニ剩餘ヲ生ジタルトキハ教會會議ノ議ヲ經テ之ヲ積立金ト爲シ又ハ翌年度歳入ニ繰

入ルルモノトス

△法人タル教會ニ在リテハ「積立金ト爲シ」ノ上ニ「基本財産ニ編入シ、」ヲ加フルコト

第四十六條 教會主管者又ハ其ノ代務者交替ノ場合ハ總代二名以上立會ノ上備付表簿ヲ點檢シ事務ノ引繼ヲ爲スモノトス

第四十七條 本教會ノ經營スル公益事業左ノ如シ

- 一 〇〇幼稚園

所在地

目的

事業

管理維持ノ方法

- 二 〇〇〇

△現ニ教會自ら經營スル公益事業アル場合ニ限り規定スルコト

第四十八條 本教會規則ヲ變更セントスルトキハ教會會議ニ於テ出席者三分ノ二以上ノ同意ヲ得總代ノ同意及教團統理者ノ承認ヲ經テ地方長官ノ認可ヲ受クルモノトス本教會ガ法人ト爲ラントスルトキ又ハ合併若ハ解散ヲ爲サントスルトキ亦同ジ

△法人タル教會ニ在リテハ本條後段ヲ「本教會ガ合併又ハ解散ヲ爲サントスルトキ亦同ジ」トシ本條ノ次ニ左ニ項ヲ設クルコト

「第 九 條 本教會解散シタル場合ニ於ケル殘餘財産ハ日本基督教團、其ノ所屬教會又ハ公益事業團體ノ爲ニ之ヲ處分スルモノトス」

附 則

第四十九條 本教會規則ハ〇〇府知事（北海道廳長官）ノ認可アリタル日ヨリ之ヲ施行ス

第五十條 本教會規則施行ノ際現ニ其ノ職ニ在ル教會主管者及總代ハ之ヲ本教會規則ニ依リ選任セラレタル者ト看做ス

日本基督教團教會規則準則備考

一 書き方注意

- (一) 標題「日本基督教團〇〇教會規則」ハ三字下げて書き初めること
- (二) 字配りは準則のごとくし、必要の間隔の外は字間に間隔を置かざるやう注意すること
- (三) 略字を避け正字を用ひること
- 「並ニ」ハ「茲ニ」、「保証」ハ「保證」、「担保」ハ「擔保」、「台帳」ハ「臺帳」とする如し。
- (四) 其他「若クハ」ハ「若ハ」、「及ビ」ハ「及」とし、「因リ」と「依リ」との用法を誤らざること。「其ノ」の「ノ」を落さざること。

二 各條に就いての注意

第三條註 「實踐心得」ハ部に於て定めある場合の外必要なきものとす。

第九條 「恒例儀式」とあるは歴史的儀式にして恒例として行はるるもの、「行事」とあるは重要な歴史的意義なき儀式にして恒例として行はるるものとす。

第十條註 「教團規則第九十六條ノ教會」とあるは從來傳道教會と稱せられたる教會にして準自給教會又は補助教會を意味す。

13
376

昭和十六年十二月二十二日印刷
昭和十六年十二月二十五日發行

定價金拾五錢

東京市神田區錦町一丁目六番地
日本基督教團事務所
編輯者 鈴木浩二
東京市神田區錦町一丁目六番地
日本基督教團事務所
發行者 小崎道雄
東京市神田區錦町一丁目六番地
發行所 日本基督教團出版局
電話神田(四)一七二一番
電話東京一四五二七五番
東京市日本橋區小舟町一ノ二
印刷者 堀得次郎
東京市日本橋區小舟町一ノ二
印刷所 日米印刷社
電話茅場町(四)九五五番

第四條 「副教會主管者」とは教會主管者以外の教師にして教會に在職するものを指す。
第六條 「部主任」中日曜學校部、婦人部及青年部主任は從來の慣例に従ひそれぞれ日曜學校長、婦人會長及青年會
長と稱することを得れど教會規則には本條記載の名稱を用ひること。
第二十二條 教會會議の定足數「五分ノ一以上」は教會の事情に因り之を變更することを得るものとす。
第三十一條 長老の定數及び任期は別に之を定めざるを可とす。但し教會が便宜上其の定數及長老たる期間を定むる
は差支なし。此の場合に於ても之を教會規則に規定するの必要なし。
第三十七條 及第四十七條の第一號以下は例示につき之に準じ適宜規定すること。

終

